

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

消費税率の改定（平成26年4月1日及び令和元年10月1日）に伴う地方消費税交付金の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和6年度「本巢市一般会計予算」における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金	801,000 千円
うち社会保障財源化分(税率引き上げ分)	(436,910 千円)
【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	4,049,797 千円

(単位：千円)

区 分	令和6年度 当初予算額	財 源 内 訳					
		特 定 財 源				一 般 財 源	
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 化分の市町村 交付金)	その他
社会福祉							
1 障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護など	2,405,170	1,008,449	446,825	0	91,414	167,766	690,716
社会保険							
2 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など	1,336,990	61,196	177,561	0	0	214,618	883,615
保健衛生							
3 医療、健康増進事業、予防対策事業など	307,637	2,031	13,317	0	13,273	54,526	224,490
計	4,049,797	1,071,676	637,703	0	104,687	436,910	1,798,821

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の令和6年度予算額の 22分の12 に相当する額とする。
 ※2 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。